

障がい理由とする差別に関する相談窓口
(事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口)

●各区役所

	担当課(担当)	電話	F A X
北 区	政策推進課(教育連携)	06-6313-9743	06-6362-3821
都 島 区	保健福祉課(障がい者相談)	06-6882-9857	06-6352-4584
	まちづくり推進課(人権相談)	06-6882-9734	06-6352-4558
	総務課(広聴相談)	06-6882-9683	06-6882-9787
福 島 区	企画総務課(広聴)	06-6464-9683	06-6462-0792
	市民協働課(地域活動支援)	06-6464-9743	06-6464-9987
此 花 区	まちづくり推進課(教育支援・環境)	06-6466-9743	06-6462-0942
中 央 区	保健福祉課(保健福祉)	06-6267-9857	06-6264-8285
西 区	総務課(教育)	06-6532-9743	06-6538-7316
港 区	協働まちづくり推進課 (教育・人権啓発)	06-6576-9975	06-6572-9512
大 正 区	保健福祉課(福祉)	06-4394-9857	06-6553-1986
天 王 寺 区	市民協働課(教育文化)	06-6774-9743	06-6774-9692
浪 速 区	市民協働課(教育・学習支援)	06-6647-9743	06-6633-8270
西 淀 川 区	地域支援課(地域支援)	06-6478-9743	06-6478-5979
淀 川 区	政策企画課(広聴)	06-6308-9683	06-6885-0534
東 淀 川 区	総務課(総合企画)	06-4809-9683	06-6327-1920
東 成 区	保健福祉課(障がい福祉)	06-6977-9857	06-6972-2781
	市民協働課(人権)	06-6977-9005	06-6972-2738
生 野 区	企画総務課(広聴)	06-6715-9683	06-6717-1160
	地域まちづくり課(人権)	06-6715-9920	06-6717-1163
	保健福祉課(保健福祉)	06-6715-9857	06-6715-9967
旭 区	福祉課	06-6957-9857	06-6954-9183
	地域課	06-6957-9734	06-6952-3248
城 東 区	保健福祉課(保健福祉)	06-6930-9857	050-3535-8688
	市民協働課(市民活動支援)	06-6930-9743	050-3535-8685
鶴 見 区	市民協働課(教育)	06-6915-9734	06-6913-6235
阿 倍 野 区	総務課(区政企画)	06-6622-9683	06-6621-1412
	保健福祉課(福祉)	06-6622-9857	06-6629-1349
住 之 江 区	保健福祉課(福祉)	06-6682-9857	06-6686-2039
住 吉 区	教育文化課(人権)	06-6694-9989	06-6692-5535
	福祉課(障がい者福祉)	06-6694-9857	06-6694-9692
東 住 吉 区	総務課	06-4399-9683	06-6629-4533
平 野 区	政策推進課	06-4302-9683	06-4302-9880
西 成 区	保健福祉課(地域福祉)	06-6659-9857	06-6659-9468

●地域活動支援センター(生活支援型)

	電話	F A X
精神障害者地域生活支援センターすいすい(東成区)	06-6977-0114	06-6975-9955
地域生活支援センターサワサワ(西成区)	06-4392-8720	06-4392-3331
ふれあいの里地域活動支援センター(西成区)	06-6659-2672	06-6659-2673
地域活動支援センターこころの相談室リーフ(東淀川区)	06-6815-8975	06-6815-8976
地域生活支援センターふらっとめいじ(西区)	06-6541-6668	06-6541-6658
地域活動支援センターもくれん(東住吉区)	06-6609-8500	06-6608-1922
地域活動支援センターこころの相談ネット ふうが(住吉区)	06-6678-9205	06-6678-7573
“COCOLO”相談支援センター(淀川区)	06-6308-7209	06-6308-7220
障害者支援施設アテナ平和(地域活動支援センター アクセス)(阿倍野区)	06-6629-2165	06-6629-2063

●大阪市人権啓発・相談センター

(人権相談専用)	06-6532-7830	06-6531-0666
----------	--------------	--------------

●各区障がい者基幹相談支援センター

	電話	F A X
北 区	06-6450-8856	06-6374-7889
都 島 区	06-6355-3701	06-6355-3702
福 島 区	06-6456-4107	06-6456-0561
此 花 区	06-6461-5055	06-6461-5056
中 央 区	06-6940-4185	06-6943-4666
西 区	06-6585-2550	06-6585-2550
港 区	06-6585-2211	06-6585-2212
大 正 区	06-6599-9161	06-6555-3520
天 王 寺 区	06-4302-5203	06-4302-5243
浪 速 区	06-6563-9230	06-6562-0330
西 淀 川 区	06-4808-3080	06-4808-3082
淀 川 区	06-6101-5031	06-6101-5032
東 淀 川 区	06-6325-9992	06-4307-3673
東 成 区	06-6981-0770	06-6981-0780
生 野 区	06-6758-2050	06-6756-0801
旭 区	06-4254-2339	06-6180-6901
城 東 区	06-6934-5858	06-6934-5850
鶴 見 区	06-6961-4631	06-6961-5525
阿 倍 野 区	06-6621-3830	06-6621-3830
住 之 江 区	06-6657-7556	06-4702-4738
住 吉 区	06-6609-3133	06-6609-3210
東 住 吉 区	06-6760-2671	06-6760-2672
平 野 区	06-6797-6691	06-6797-6691
西 成 区	06-6599-8122	06-6562-6677

～共生社会の実現に向けて～

「障害者差別解消法」が改正され、
事業者による合理的配慮の提供が義務化されました



「障害者差別解消法」が改正され、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました

Q. 障害者差別解消法とはどんな法律なの？

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に尊重しあいながら、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律です。

Q. 法改正で何が変わったの？

事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されました。（施行日：令和6年4月1日）大阪府の障がい者差別解消条例では、令和3年4月からすでに事業者の合理的配慮の提供が義務化されています。

《改正後》

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

Q. 不当な差別的取扱いとは？

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、権利利益を侵害することが不当な差別的取扱いにあたります。不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することは、障がいを理由とする差別にあたります。

Q. 合理的配慮の提供とは？

障がいのある人も、障がいのない人と同じように利用したり参加したりできるように、「必要な配慮や工夫を行うこと」をさします。決して難しい話ではありません。大切なのは、双方が話し合っ、対話を重ねながら、お互いに理解し、一緒に解決策を見出していくことです。

Q. 合理的配慮の提供って、具体的にはどんなこと？

段差に携帯スロープを渡す、筆談や読み上げ、手話などによるコミュニケーション、休憩時間の延長などがあげられます。障がいの特性や配慮が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様で個別性の高いものです。

Q. 過重な負担とは？

合理的配慮は、事業者に「過重な負担にならない範囲」で提供することが求められます。「過重な負担」かどうかは、第三者からみてもそう言えるか、個々の事案ごとに影響の程度や事業規模・財務状況等を考慮して総合的・客観的に判断されます。過重な負担にあたらないにもかかわらず、合理的配慮を提供しないことは「障がいを理由とする差別」にあたります。

Q. 障がいのある人とは？

障がい者手帳を持っている人のことだけではなく、障がい者手帳を持っていない人も含まれます。なんらかの障がいがあって、その障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けているすべての人が対象になります。障がいのあることでも対象になります。

Q. 事業者とは？

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗、施設などをさします。事業が営利・非営利目的か、また個人・団体・法人の別も問わず、反復継続する意思をもって事業を行う者が幅広く対象となります。個人事業主や自治会、ボランティア活動をするグループなども事業者に含まれます。

- ◆ 大阪市では、障がいのある人も障がいのない人も互いに尊重し、共に生きる「共生社会」の実現をめざしています。
- ◆ 障がいのある人が利用を拒否されたり、制限されたりすることのない「差別のない社会づくり」に向けてご協力をお願いします。
- ◆ 対応に迷われる場合は、下記問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

このリーフレットのテキストデータやPDFファイル等は大阪市ホームページに掲載しています。その他の障がい者差別解消に関する取組についても掲載していますので、ご参照ください。

大阪市 差別解消 改正

検索



問い合わせ先：大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話：06-6208-8075 ファックス：06-6202-6962
メール：fa0025@city.osaka.lg.jp